

事業計画（第1回変更）への意見書の提出について

（加住町・宮下町土地区画整理事業）

◎意見書の提出について

意見書には、氏名・住所及び連絡先（電話番号等）・事業名・利害関係の根拠・意見を記載していただき、郵送または持参にて提出をお願いします。（作成例あり）

（1）意見書の提出期間

令和8年8月4日（火曜日）から令和8年8月17日（月曜日）まで

（2）意見書の提出方法

意見書に必要事項を記入の上、8月31日（月曜日）までに区画整理課へ持参又は郵送してください。

* 持参の場合

【場所】

八王子市元本郷町三丁目24番1号

市役所6階 建設部 区画整理課

（土曜日、日曜日、祝日は市役所 B階 守衛室）

【時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

【郵送先】 * 郵送の場合 ※8月31日（月曜日）の消印有効

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 建設部 区画整理課 宛

（3）意見書を提出できる方について

土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書を提出できる方について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）で以下のとおり定められております。

第20条第2項 ※1 当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、※2 都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

※1：これは土地区画整理組合が施行する事業計画についての規定ですが、区画整理会社、都道府県及び市町村、独立行政法人都市再生機構等の事業についても、それぞれ同様の定めがあります。

※2：八王子市は中核市であるため、意見書の提出先は都道府県知事ではなく八王子市長となります。